

2008年12月10日

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ（第12回）

決済サービス等に関する意見

楽天株式会社
執行役員 渉外室室長
関 聡司

ECに関する決済関連サービスは、発展段階であるのでバリエーションが色々と考えられます。そのような中で、規制強化によってイノベーションを阻害することは、日本の産業界にとってマイナスになるばかりでなく、消費者にとっても不利益になります。このような考え方のもとに、以下に具体的に意見を申し上げます。

1. ポイント・サービス

ポイント発行及び交換については、金融規制を課す必要性はなく、事業者の自主的な消費者保護に向けた努力等一般的な枠組みの中で対応することが適切と考えます。

ポイント交換として新たに発行されるポイントは、対価を得て発行されるとする考え方については、適切ではないと考えます。ポイント交換は、景品・おまけであるポイントの利用方法の一環として別のポイントを得るものであり、消費者から金銭という対価を得ておらず、交換によって発行されるポイントについても最初のポイントと同様に利用者との関係では無償で発行されるものです。したがって、ポイント交換について形式的に対価性があるとして規制を課す必要性はないと考えます。このことは、電子マネーからポイントへの交換においても、電子マネーの利用方法の一環としてポイントを得るものであるほか状況は同様であり、規制を課す必要性はないと考えます。

2. 為替取引に関する制度の柔軟化

制度設計に当たっては、規制する必要のない業務までが規制されることになるのは本末転倒であることに十分留意する必要があります。

イノベーションの促進及び法的安定性の確保の観点からは、資金移動に関わるサービスへの規制の導入は慎重に考える必要があります。また、現状問題なく行われている収納代行、代引き、エスクロー（BtoC、CtoC）等のサービスは、「為替取引」として規制対象にはしないことを明確化することが必要と考えます。

その際、セイフハーバーとしての要件が過重になれば、実態を踏まえないものになり、

かえって利用者に適切なサービスが提供されなくなるおそれがあります。例えば、30万円を取扱金額の上限にするのは電子商取引の実態にはそぐわず、種々の商品が取扱われることから、1件当たりの取扱い金額をセーフハーバーの要件とすることは適切ではありません。したがって、金融規制を課すべき「為替取引」の概念を必要最小限にしていくアプローチが重要と考えます。

以 上